

農地を「貸したい方」・「借りりたい方」大募集！

岡山県農地中間管理機構では、経営規模を縮小したり、リタイアするなど農地を貸したい方から農地を借り入れ、地域の担い手農家の方などに貸し付けを行います。

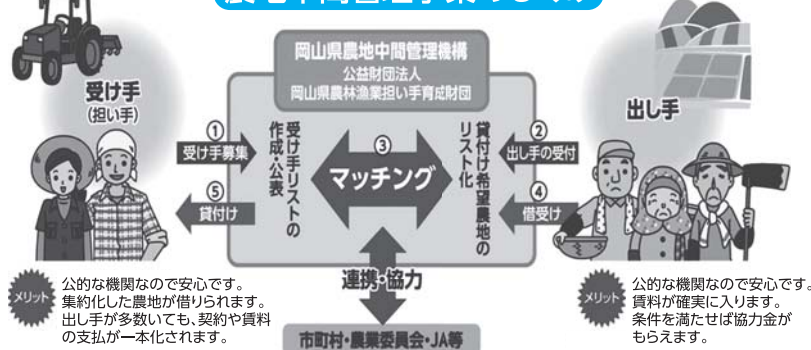
農地を貸したい方

県では、農地中間管理事業により、農地の集積・集約化を進めています。岡山県農地中間管理機構（岡山県農林漁業担い手育成財団）では、経営規模を縮小したり、リタイアするなど農地を貸したい方から農地を借り入れ、地域の担い手農家の方などに貸し付けを行います。

農地を借りりたい方

- 農地を借りりたい方は、機構が通年で農地借受希望者を募集しておりますので、ご応募ください。
- ①機構から農地を借り受けるためには、機構の借受希望者の募集に応募し、公表される必要があります。
 - ②申込は一般財団法人鏡野町振興公社農地管理センター（0868-54-1131）にお問い合わせください。

農地中間管理事業のしくみ



お問い合わせ

一般財団法人
鏡野町振興公社 農地管理センター
〒708-0333 鏡野町古川1000
【電話：0868-54-1131】

●詳しくは、財団ホームページをご覧ください。

岡山 担い手財団

検索

農地を機構に貸し付ける方へのメリット「機構集積協力金」

※各協力金の交付単価は平成28年度単価で、上限金額です。なお、機構集積協力金は、担い手への新規集積面積に応じて国から分配されますので、新規集積面積が十分確保できず、国からの配分額が不足する場合は、各交付単価を一律に減額し、調整するものとします。

経営転換協力金

農業をリタイア、農業部門（例：土地利用型作物、露地野菜など）を減少し経営転換する方、あるいは農地を相続したが農業を行わない方が、機構に農地を10年以上貸し付け、機構が担い手に農地を貸し付けた場合に農地の出し手の方に交付されます。

面積払い 4.0万円以内／10a

- ・交付面積2ha以下の場合は50万円を上限、2ha超の場合は、70万円を上限とする。
- ・1年以上自分で耕作又は管理していること。
- ・既に担い手と特定農作業受委託契約をしている場合は、交付単価の1/2以内とする(上限も同じ)
- ・遊休農地を所有している場合はこれを解消していただくか、非農地判定を受けていただく必要があること。ただし、農業委員会が実施する利用意向調査において、全ての遊休農地を機構へ貸し付ける意思を文書で表明した場合を除く。

耕作者集積協力金

2筆以上のまとまりのある農地、あるいは機構が管理している農地に隣接した農地を機構に10年以上貸し付け、機構が担い手に農地を貸し付けた場合に農地の出し手の方に交付されます。

1.0万円以内／10a

- ・1年以上自分で耕作又は管理していること。
- ・既に担い手と特定農作業受委託契約をしている場合は、交付単価の1/2以内とする

●機構集積協力金については、鏡野町 役場産業観光課（54-2987）及び一般財団法人鏡野町振興公社農地管理センター（54-1131）にお問い合わせください。

地域集積協力金

地域の話合いに基づき、10年以上、地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に交付されます。（人・農地プランのエリア内）ただし、交付申請面積のうち、新規集積面積が2割以上あることが必要となります。

●新規集積

（非担い手→担い手）

- 2割超 5割以下——
1.5万円以内／10a
- 5割超 8割以下——
2.1万円以内／10a
- 8割超——
2.7万円以内／10a

●更新、付け替え

（担い手→担い手）

- 2割超 5割以下——
0.7万円以内／10a
- 5割超 8割以下——
1.0万円以内／10a
- 8割超——
1.3万円以内／10a

◆農地中間管理事業及び機構集積協力金の対象農地は、農業振興地域内の農地です。◆機構集積協力金には様々な条件があり、10年以内に条件を欠いた場合は返還となります。◆機構集積協力金の交付対象にならなくても、農地中間管理機構に農地を貸すことができます。◆機構集積協力金の予算には限りがあるため、要望が多い場合は全ての方に支払われないこともあります。